

鈴鹿国定公園

指 定 書
及 び
公 園 計 画 書

平成 27 年 1 月 29 日
環 境 省

鈴鹿国定公園

指 定 書

平成 27 年 1 月 29 日

環 境 省

目次

1	指定理由	1
2	地域の概要	2
(1)	景観の特性	2
ア	地形、地質	2
イ	植生・野生生物	2
ウ	自然現象	3
エ	文化景観	3
(2)	利用の現況	3
(3)	社会経済的背景	3
ア	土地所有別	3
イ	人口及び産業	4
ウ	権利制限関係	5
(ア)	保安林	5
(イ)	鳥獣保護区	7
(ウ)	史跡名勝天然記念物	8
3	公園区域	9

1 指定理由

鈴鹿国定公園は、滋賀県と三重県にまたがる鈴鹿山脈を中心に位置する。鈴鹿山脈は、伊勢湾水系と琵琶湖水系とを東西に分ける標高 1,000m 前後の連峰である。本公園は、この鈴鹿山脈の主稜線の南北に位置し、北から御池岳（標高 1,247m）、藤原岳（標高 1,140m）、御在所岳（標高 1,212m）など 1,000m 前後の山峰を連ねている。また、南北で地形が異なり、北部は石灰岩質で山頂にはカルスト地形が見られるのに対し、中南部では花崗岩質の急峻な脊梁山岳地形を形成し、多数の巨岩・奇岩が随所にあり、特異な景観を有している。

さらに本公園は、本州で陸地幅が最も狭い部分に位置することから、裏日本系の植物が見られることも特徴的である。伊吹山地を経て鈴鹿山脈まで移動南下し、日本海側からの冬の季節風や太平洋、伊勢湾からの温暖な影響を受けるなど、変化に富んだ環境を反映して、多様な植物相に恵まれている。暖温帯、冷温帯そして中間温帯の 3 つの植生帯が認められ、日本海型と太平洋型気候との境界でもあることから、多種多様な植物が見られる。御池岳の山頂一帯には、貴重なオオイタヤマメイツツジ林が広く発達している。また、御在所岳付近には、わずかだがブナの自然林も残っている。頂上一帯のツツジ科植物のアカヤシオやベニドウダンなどの低木林が、いっせいに花を開くさまはまさに圧巻である。

こうした特異な地形と豊富な植物相によって、当地域は山並みからの溪流を受け、芽吹き、新緑、紅葉と、四季折々に美しい溪谷の表情を見せている。

伊勢湾側の断層崖下には鉱泉（温泉）を湧出していることも地学的な特徴である。また、歴史・文化的には、油日岳や綿向山などで山岳信仰があるほか、東海道、鈴鹿峠と鈴鹿山脈を横断する各峠は古くから交通の要地として知られる。

当地域は、鈴鹿山脈を中心とした山岳景観が優れているとして、昭和 43 年 7 月に鈴鹿国定公園として指定され、その後、昭和 45 年 12 月に公園区域の拡張を行い、昭和 54 年 12 月に公園計画の再検討に伴う公園区域の削除が行われた。また、昭和 56 年 7 月、昭和 61 年 3 月、平成 4 年 8 月及び平成 7 年 2 月に利用施設計画の変更が行われている。

以上より、本公園は、御池岳、藤原岳、御在所岳などからなる非火山性連峰を風景形式とし、カルスト地形、脊梁山岳地形、鉱泉、豊富な植物相等の景観要素からなる風致景観を有する区域である。また、「非火山性連峰・鈴鹿山脈～南北の環境変化が産む豊かな地質と植生～」をテーマに、近畿圏・中京圏という大都市区域と近距離に位置しながら、優れた山岳景観を楽しむことができる自然公園として、これら風致景観の保全と適切な利用を推進するものである。

2 地域の概要

(1) 景観の特性

ア 地形・地質

本公園は北から御池岳(1,247m)に始まり、藤原岳(1,140m)、釈迦ヶ岳(1,092m)、御在所岳(1,212m)、雨乞岳(1,238m)、綿向山(1,110m)、油日岳(693m)など1,000m内外の山峰を南北に連ねている。

この地域を構成する最も古い地層は美濃帯に属する中・古生界堆積岩類が主体をなして広く分布しているが、花崗岩類が中南部地帯の脊梁山岳地形を構成している。

本公園の地形は地質の相違が地形上によくうかがえるのが特徴である。広範囲にわたって山頂緩斜面が発達すること、特に御池岳は平頂峰をなし隆起準平原の名残りをとどめる典型的なカルスト地形であること、諸河川はいずれも溪谷をなし各所に滝をつくること、伊勢湾側の断層崖下には鉱泉(温泉)の湧出があることなどが本地域の地学的特徴といえる。

イ 植生・野生生物

地形上本地域は本州で最も狭い陸地部であることから、日本海側に分布する植物が伊吹山地を経て鈴鹿山脈まで移動南下して生育している。

本公園の落葉広葉樹林としては、ブナ林が中心であるが、植生分布は標高700m付近から始まる。カシ類を主とする常緑広葉樹林には、モミ、スギ、アカマツ、アスナロなどの針葉樹の混生がみられる。

各地域の森林分布の特徴は次のとおりである。

御在所岳周辺は、天然性のスギが分布し、尾根筋にはツツジ科の植物が多くみられる。

永源寺周辺にはモミジの群落、綿向山、鎌掛谷周辺にはブナの天然林、ホンシャクナゲの群落、野登山にはブナの極相林、入道ヶ岳にはアセビ、イヌツゲ群落、油日岳周辺にはツツジ科の植物が群生している。

本公園にはニホンカモシカが崖や岩場を中心とした4～5kmの範囲で生息し、この生活圏は滋賀県側に多い。その他、ニホンジカ、イノシシ等の哺乳類やイヌワシ、クロツグミ、コマドリ等の野鳥も多く生息している。

昆虫としては、日本で最初に採集されたキリシマミドリシジミがあげられ、国内有数の生息地として有名である。標高800mまで生活圏をもち、湯の山、朝明川周辺の常緑広葉樹林に多くみられる。北部にはミヤマカラスシジミも見られる。

藤原岳山麓にはゲンジホタルが多く生息する。また、特別天然記念物のオオサンショウウオが生息している。

ウ 自然現象

鈴鹿地域は豊富な降水及び冬季の積雪があり、豊かな植生の恵みの結果、山麓部に湧水地が多く存在する。また、御在所岳の東麓の湯の山に温泉が湧出する。湯量は決して多くないが、関西の奥座敷として利用されている。

エ 文化景観

京都、奈良との地理的關係により歴史的文化財が豊富である。殊に山麓部に散在する神社仏閣の中で、中世戦乱期に兵火により衰微したが、江戸中期に再興された永源寺等がある。

また、御池岳、雨乞岳、綿向山、油日岳などは山岳信仰の対象として古くから信仰されているが、なかでも油日神社は、天武天皇時代の創建と伝えられ、勝軍神として武士の崇敬を受け信仰されたといわれている。

(2) 利用の現況

鈴鹿国定公園には約 160 万人（平成 24 年）の利用者が訪れている。御在所岳山頂周辺へ約 120 万人（平成 24 年）の利用者が訪れているほか、永源寺へ約 23 万人（平成 25 年度）となっている。

また、藤原岳や御池岳には登山や沢登りに多くの登山者が利用し、約 8 万人（平成 24 年）が訪れている。山麓には温泉施設があり、キャンプ、ピクニック等の利用がある。

その他、山麓から中腹にかけて自然風景探勝、社寺参詣等の利用がみられる。

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

本公園は、公園区域 29,821ha（陸域）のうち、国有地 2,228ha、公有地 15,825ha、私有地 11,768ha であり、公有地及び私有地の公園全体に占める割合が大きい。

イ 人口及び産業

本公園区域に係る各市町の人口及び世帯数は、次の通りである。

県名	市町名	世帯数(戸)	人口(人)	備考
滋賀県	甲賀市	32,613	91,381	平成 26 年 1 月現在
	東近江市	40,469	114,280	平成 26 年 1 月現在
	日野町	8,240	22,199	平成 26 年 1 月現在
	多賀町	2,481	7,536	平成 26 年 1 月現在
三重県	四日市市	131,201	312,359	平成 26 年 1 月現在
	鈴鹿市	81,841	200,805	平成 26 年 3 月現在
	亀山市	20,294	50,001	平成 24 年 4 月現在
	いなべ市	16,850	46,224	平成 26 年 3 月現在
	伊賀市	39,177	96,187	平成 26 年 3 月現在
	菟野町	15,387	41,329	平成 26 年 3 月現在

年齢構成は、15歳未満 14.1%、15～64歳約 60.7%、65歳以上 25.2%となっており、(平成 22 年国勢調査)、全国平均に比べて 65歳以上 (23.01%) の割合が高く、15～64歳 (63.7%) の割合が低い。

産業別就業者数の割合では第 3 次産業の割合 (58.2%) が全ての関係市町で 5割を超えており、第 1 次産業 (3.1%)、第 2 次産業 (38.7%) を上回っている。(平成 22 年国勢調査)

宿泊業、サービス業を含む観光業が中心になっているが、第 1 次産業では、稲作の農業及び林業が行われている。

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林

兼種指定はそれぞれの種類ごとに記載した。

(滋賀県側)

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	滋賀県甲賀市土山町地内	1,922	昭 26.4.26
	滋賀県東近江市永源寺高野町他地内	1,991	昭 45.3.31
	滋賀県蒲生郡日野町地内	206	昭 26.4.26
	滋賀県犬上郡多賀町地内	267	昭 33.6.4
	小計	4,386	
土砂流出防備	滋賀県甲賀市土山町地内	1,134	昭 45.3.31
	滋賀県東近江市永源寺高野町他地内	177	明 31.1.1
	滋賀県蒲生郡日野町地内	115	明 31.1.1
	小計	1,426	
保健	滋賀県甲賀市土山町地内	10	昭 57.7.7
	滋賀県東近江市永源寺高野町他地内	15	昭 54.4.11
	滋賀県犬上郡多賀町地内	7	昭 58.3.23
	小計	32	
土砂崩壊防備	滋賀県甲賀市土山町地内	128	昭 30.5.9
風致	滋賀県甲賀市土山町地内	1	明 31.1.1
	滋賀県蒲生郡日野町地内	1	明 31.1.1
	小計	2	
土砂流出防備・保健	滋賀県甲賀市土山町地内	24	昭 57.7.7
	滋賀県東近江市永源寺高野町他地内	49	昭 58.6.1
	滋賀県蒲生郡日野町地内	713	昭 59.6.25
	小計	786	
滋賀県計		6,760	

(三重県側)

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	三重県いなべ市北勢町新町地内	416	昭 57.10.23
	三重県菰野町大字菰野地内	316	昭 58.3.9
	三重県菰野町大字千草地内	44	昭 58.2.23
	三重県亀山市安坂山町地内	523	昭 34.5.22
	三重県亀山市加太北在家地内	99	昭 58.9.2

	三重県亀山市関町坂下地内	47	昭 34.5.22
	三重県亀山市白木町地内	179	昭 46.3.29
	小計	1,624	
土砂流出防備	三重県いなべ市大安町宇賀地内	86	昭 18.12.10 昭 28.6.20 昭 31.5.8 昭 32.9.12
	三重県いなべ市北勢町新町地内	140	昭 49.4.12 平 2.8.15
	三重県菰野町大字菰野地内	520	昭 46.6.8
	三重県菰野町大字杉谷地内	412	昭 32.9.12 昭 41.10.13
	三重県菰野町大字千草地内	1,228	昭 31.5.8 昭 32.9.12
	三重県菰野町大字田光地内	445	昭 32.9.12
	三重県四日市市水沢町	264	昭 27.7.24 昭 28.11.19 昭 30.4.12 昭 33.7.29 昭 57.11.8 昭 58.12.7 昭 60.6.4 平元.5.9
	鈴鹿市山本町地内	122	昭 34.5.22 昭 40.4.14
	鈴鹿市小岐須町地内	587	昭 34.5.22 平 10.1.22
	鈴鹿市西庄内町地内	463	昭 49.9.18
	鈴鹿市大久保町地内	70	昭 30.4.12
	三重県亀山市安坂山町地内	223	昭 44.8.27 昭 59.12.22
	三重県亀山市関町加太北在家地内	62	昭 34.5.22 昭 58.9.2
	三重県亀山市関町沓掛地内	15	昭 34.5.22 昭 44.2.6 昭 49.11.19

	三重県亀山市関町坂下地内	149	昭 31.5.8 昭 34.5.22 昭 49.4.12 昭 58.9.2
	三重県亀山市関町市瀬地内	60	昭 53.5.26 昭 63.11.8
	三重県亀山市関町新所町地内	15	昭 53.5.26
	三重県伊賀市柘植町地内	180	昭 55.6.25
	小計	5,041	
保健	三重県菰野町大字千草地内	72	昭 57.7.27 昭 58.8.16 昭 58.12.7
	三重県菰野町大字田光地内	2	平 12.7.18
	小計	74	
風致	三重県亀山市安坂山町地内	20	明 30.12.29
	小計	20	
三重県計		6,759	

(イ) 鳥獣保護区
(県指定)

種 類	位 置	重複面積 (ha)	当初指定年月日
鈴鹿国定公園鳥獣保護区 (滋賀県)	東近江市、甲賀市	7,301 (うち特保 233)	昭 45.11.1 昭 61.11.1 平 21.11.1
鈴鹿国定公園鳥獣保護区 (三重県)	四日市市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、 伊賀市、菰野町	7,646 (うち特保 388)	昭 58.11.1

(ウ) 史跡名勝天然記念物

区 分	名 称	位 置	指定年月日
国指定史跡	甲賀郡中惣遺跡群	滋賀県甲賀市新治	平 20.7.28
	正法寺山荘跡	三重県亀山市関町	昭 56.1.24
国指定特別天然記念物	オオサンショウウオ	地域を定めず指定 (三重県)	昭 26.6.9
	カモシカ	地域を定めず指定 (三重県)	昭 9.5.1
国指定天然記念物	鎌掛の屏風岩	滋賀県日野町鎌掛	昭 18.8.24
	鎌掛谷ホンシャクナゲ群落	滋賀県日野町鎌掛	昭 6.3.30
	熊野のヒダリマキガヤ	滋賀県日野町熊野	大 11.10.12
	イヌワシ	地域を定めず指定 (三重県)	昭 40.5.12
	ネコギギ	地域を定めず指定 (三重県)	昭 52.7.2
三重県指定史跡	杉谷遺跡	三重県菰野町杉谷	昭 45.3.7
三重県指定天然記念物	オオダイガハラサンショウウオ	地域を定めず指定 (三重県)	昭 33.12.15

3 公園区域

鈴鹿国定公園の公園区域を次のとおりとする。

(表1：公園区域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
三重県	四日市市内 国有林三重森林管理署 304 林班から 306 林班までの全部 四日市市 水沢町の一部	637
	鈴鹿市内 国有林三重森林管理署 307 林班及び 308 林班の全部 鈴鹿市 大久保町、小岐須町、小社町、西庄内町及び山本町の各一部	1,685
	亀山市内 国有林三重森林管理署 301 林班から 303 林班までの全部 亀山市 安坂山町、白木町、関町市瀬、加太北在家、関町沓掛、関町木崎、関町坂下、関町新所、関町鷺山、関町富士ハイツ及び関町泉ヶ丘の各一部	2,922
	いなべ市 北勢町新町、北勢町別名、大安町石樽南、大安町宇賀、藤原町大貝戸、藤原町坂本、藤原町本郷及び藤原町山口の各一部	3,041
	三重郡菰野町内 国有林三重森林管理署 21 林班の一部 三重郡菰野町 大字切畑、大字菰野、大字杉谷、大字田口、大字田光及び大字千草の各一部	4,146
	伊賀市柘植町の一部	277
	小 計	
滋賀県	甲賀市土山町内 国有林滋賀森林管理署 1008 林班から 1015 林班まで、1040 林班及び 1041 林班の全部 甲賀市土山町 大字山女原、大字大河原、大字青土、大字黒滝、大字瀬の音、大字笹路及び大字山中の各一部	5,375

	甲賀市甲賀町 大字油日、大字櫟野及び大字神の各一部	1,088
	東近江市永源寺町内 国有林滋賀森林管理署 1016 林班から 1019 林班までの全部並びに 1042 林班の一部 東近江市 永源寺相谷町、茨川町、萱尾町、君ヶ畑町、黄和田町、九居瀬町、甲津畑町、佐目町、永源寺高野町、政所町及び杠葉尾町の各一部	8,461
	蒲生郡日野町 大字音羽、大字鎌掛、大字北畑、大字熊野及び大字西明寺の各一部	1,200
	犬上郡多賀町 大字大君ヶ畑及び大字萱原の各一部	989
	小 計	17,113
	合 計	29,821

鈴鹿国定公園

公園計画書

平成27年1月29日

環境省

目次

1	基本方針	1
2	規制計画	4
(1)	保護規制計画及び関連事項	4
ア	特別地域	4
(ア)	特別保護地区	6
(イ)	第1種特別地域	12
(ウ)	第2種特別地域	17
(エ)	第3種特別地域	23
イ	関連事項	29
(ア)	普通地域	29
ウ	面積内訳	31
3	事業計画	33
(1)	施設計画	33
ア	利用施設計画	33
(ア)	集団施設地区	33
(イ)	単独施設	37
(ウ)	道路	43
a	車道	43
b	歩道	44
(エ)	運輸施設	47
(2)	生態系維持回復計画	48
4	参考事項	49
(1)	過去の経緯	49

1 基本方針

鈴鹿国定公園は、滋賀県と三重県にまたがり、鈴鹿山脈の南北に形成し、北から御池岳、藤原岳、御在所岳など 1,000m 前後の山峰を連ねている。

本公園は、裏日本系の植物が伊吹山地を経て鈴鹿山脈まで移動南下し、日本海側からの冬の季節風や琵琶湖の温暖な影響を受けるなど、変化に富んだ環境を反映して、暖温帯、冷温帯、そして中間温帯の 3 つの植生帯が認められ、日本海型と太平洋型気候の境界でもあることから多様な植物相に恵まれている。

このように、多種多様な貴重種が生育しているが、2000 年代初頭からニホンジカの生息域の拡大、個体数の増加により、貴重植物やササ原の植生において採食圧の影響が顕著となり、下層植生の衰退や遷移が進んでいることを踏まえ、動植物の維持改善や防除対策を行う。

また、外来植物の侵入や表土流出により、在来植物の生息地の減少が危惧される状況となっているため、外来植物の駆除や表土の安定等の必要な対策を行う。

本地域の利用については、御在所岳、御池岳に代表されるような登山をはじめ、自然風景探勝、社寺参詣、キャンプ、ピクニック、温泉等の利用形態が中心となっている。

以上の自然的・社会的状況を踏まえながら風致景観の保全を図るとともに、適切な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定めることとする。

(1) 規制計画

ア 保護規制計画

現時点において見直しは行わず、将来的に、自然環境等の変化に応じて区域及び評価の見直しを行うこととする。

その他、以下の方針により保護規制計画を定めることとする。

(ア) 特別保護地区

御在所岳、釈迦ヶ岳では、ブナを主とした天然林によって保持されている景観を極力保護するものとし、特にホンシャクナゲが生育する山頂を含む地域は代表的な自然景観である。また、三重県の天然記念物に指定されている野登山のブナ原生林や入道ヶ岳のアセビ・イヌツゲ群落、御在所岳、釈迦ヶ岳の豊富な植生、溪谷や露岩の地形を厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区であり、これらを特別保護地区とする。

(イ) 第 1 種特別地域

特異な地形を形成している地域や植生がある釈迦ヶ岳、雨乞岳では、ホンシャクナゲやシロヤシオなどのツツジ科の植物の群生地がある。宇賀溪に代表される露出した花崗岩が風化により白く美しい景観をつくる溪谷が多く見られ、展望地点として入道ヶ岳山頂は重要な地域である。これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地域を第 1 種特別地域とする。

(ウ) 第 2 種特別地域

利用拠点である御池岳や御在所岳山麓部では、良好な状態で自然植生が維持され、特に、鎌ヶ岳のブナの原生林や御池岳のオオイタヤマゲツ群落は貴重な植生である。また、鈴鹿峠の鏡岩や、イワクラ尾根周辺の仏岩や重ね岩などの奇岩、巨岩が特異な風景をなす。これらの良好な風致の維持を図る必要性の高い地域を第2種特別地域とする。

(エ) 第3種特別地域

上記の地域以外と一体となって風景を形成している地域、フクジュソウ等の豊富な草本

植物群落のある藤原岳、ツツジ科植物が群生している仙ヶ岳、スギ、ヒノキの良好な人工林と二次林が混在する御在所岳山麓、断層地形が点在し、三重県天然記念物指定の屏風岩がある仙ヶ岳等を第3種特別地域とする。

(2) 施設計画

ア 利用施設計画

現時点において見直しは行わず、将来的に、利用実態等から見て各施設の見直しを行うこととする。

その他、以下の方針により利用施設計画を定めることとする。

(ア) 集団施設地区

- ・ 永源寺地域には、重要な利用拠点として永源寺、その背後地の愛知川溪谷が集団施設地区として計画されており、適切な整備方針等を定める。
- ・ 永源寺周辺は、紅葉の美しさで知られ、溪谷美とあわせて自然豊かな雰囲気のある場所である。

この恵まれた自然環境をいかし、登山、自然探勝、野営などのレクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。

(イ) 単独施設

利用実態から見て必要である施設、公園利用に用いられている施設について、事業実施の可能性や整備による風致景観への支障のないことを確認の上でふさわしい種別の計画を位置づける。

(ウ) 車道

利用拠点や集団施設地区をつなぐ車道として位置付ける。

(エ) 歩道

基幹自然歩道の一環として整備し、現在使用されている登山道や散策路を中心に、風景（自然・人文景観）、歴史、文化などの奥深さを知り、体験できる歩道を計画する。

(オ) 運輸施設

景色を望む展望地として利用の多い運輸施設等として位置付ける。

また、御在所岳等でスキー利用者の利便性向上のためスキーリフトを整備する。

(3) 生態系維持回復計画

ア 生態系維持回復計画

生態系の状況を把握し、支障を及ぼすおそれのある動植物の防除や貴重な植物の生育環境の維持及び改善を行うとともに普及啓発を併せて実施し効果的な対応策を構築する。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (h a)
三重県	四日市市内 国有林三重森林管理署 304 林班から 306 林班までの全部 四日市市 水沢町の一部	627
	鈴鹿市内 国有林三重森林管理署 307 林班及び 308 林班の全部 鈴鹿市 大久保町、小岐須町、小社町、西庄内町及び山本町の各一部	1,674
	亀山市内 国有林三重森林管理署 301 林班から 303 林班までの全部 亀山市 安坂山町、白木町、関町市瀬、加太北在家、関町沓掛、関町木崎、関町坂下、関町新所、関町鷺山、関町富士ハイツ及び関町泉ヶ丘の各一部	2,922
	いなべ市 北勢町新町、北勢町別名、大安町石樽南、大安町宇賀、藤原町大貝戸、藤原町坂本、藤原町本郷及び藤原町山口の各一部	3,041
	三重郡菰野町内 国有林三重森林管理署 21 林班の一部 三重郡菰野町 大字切畑、大字菰野、大字杉谷、大字田口、大字田光及び大字千草の各一部	4,146
	伊賀市柘植町の一部	277

	小計	12,687 〔国 834〕 公 8,364 私 3,490〕
滋賀県	甲賀市土山町内 国有林滋賀森林管理署 1008 林班から 1015 林班まで、1040 林班及び 1041 林班の全部 甲賀市土山町 大字山女原、大字大河原、大字青土、大字黒滝、大字瀬の音、大字笹路及び大字山中の各一部	5,375
	甲賀市甲賀町 大字油日、大字櫛野及び大字神の各一部	1,088
	東近江市永源寺町内 国有林滋賀森林管理署 1016 林班から 1019 林班までの全部並びに 1042 林班の一部 東近江市 永源寺相谷町、茨川町、萱尾町、君ヶ畑町、黄和田町、九居瀬町、甲津畑町、佐目町、永源寺高野町、政所町及び紅葉尾町の各一部	8,461
	蒲生郡日野町 大字音羽、大字鎌掛、大字北畑、大字熊野及び大字西明寺の各一部	1,200
	犬上郡多賀町 大字大君ヶ畑及び大字萱原の各一部	989
	小計	17,113 〔国 1,395〕 公 7,461 私 8,257〕
	合計	29,800 〔国 2,228〕 公 15,825 私 11,747〕

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表 2 : 特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面積 (h a)
三重県	四日市市内 国有林三重森林管理署 305 林班及び 306 林班の各一部	39
	鈴鹿市内 国有林三重森林管理署 307 林班及び 308 林班の各一部 鈴鹿市 小岐須町及び山本町の各一部	79
	亀山市 安坂山町の一部	18
	いなべ市 大安町石樽南の一部	98
	三重郡菟野町 大字菟野、大字杉谷、大字田光及び大字千草の各一部	624
	小計	858 〔国 73〕 〔公 754〕 〔私 31〕
	滋賀県	甲賀市土山町内 国有林滋賀森林管理署 1010 林班から 1012 林班までの各一部 甲賀市土山町 大字大河原の一部
	東近江市 甲津畑町及び杠葉尾町の各一部	305
	蒲生郡日野町 大字鎌掛の一部	11

	小計	441 〔国 40〕 公 232 私 169〕
	合 計	1,299 〔国 113〕 公 986 私 200〕

(表3：特別保護地区内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
宮越山	三重県四日市市内 国有林三重森林管理署 305 林班及び306 林班の各一部	鎌ヶ岳から宮越山の南東斜面。大半は、ササ群落や低木群落となっており、シロヤシオ等のツツジ科の植物もみられる。また、花崗岩が露出し、風化した花崗岩が真白い砂として堆積しているところもあり、特異な景観を有する。厳正に、景観の保護を図る必要性の高い地区である。	39
入道ヶ岳	三重県鈴鹿市内 国有林三重森林管理署 307 林班及び308 林班の各一部 三重県鈴鹿市 小岐須町及び山本町の各一部	入道ヶ岳の山頂を中心とした地域で、標高約700m から頂上までアセビ、イヌツゲ群落が広範囲に存在し、三重県の天然記念物にも指定されている。 伊勢湾や御在所岳、鎌ヶ岳などの山並みが望め、眺望がよい。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	79
野登山	三重県亀山市 安坂山町の一部	標高 851m の野都山山頂を中心とした地域で、三重県の天然記念物の指定を受けたブナ原生林が広がっている。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	18

竜ヶ岳	三重県いなべ市 大安町石樽南の一部	竜ヶ岳を中心とした地域で、360度の展望ができる山頂、多数の花崗岩の崩壊した山腹地形を呈する。また、国の特別天然記念物のカモシカの生息地となっている。 厳正に景観の保護を図る必要性が高い、地区である。	98
釈迦ヶ岳	三重県三重郡菰野町 大字菰野、大字杉谷、大字田光及び 大字千草の各一部	御在所岳山頂を除く、釈迦ヶ岳から鎌ヶ岳赤沢峠の稜線を中心とした地域であり、釈迦ヶ岳、鎌ヶ岳山頂付近にはブナの原生林があり、暖帯性、温暖性、高山性の豊富な植生を有する。 また、御在所岳の稜線では花崗岩の絶壁の地形を有する。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	624
小 計			858 〔 国 73 公 754 私 31 〕

鎌ヶ岳	滋賀県甲賀市土山町内 国有林滋賀森林管理署 1010 林班から 1012 林班までの各一部 滋賀県甲賀市土山町 大字大河原の一部	御在所岳山頂を除く、鎌ヶ岳から宮越山の西側斜面。スギ、ヒノキの天然木やツツジ科植物の群生地がある。一部ブナの原生林があり、日本海型の植物も見られるなど豊富な植生を有する。鎌ヶ岳はアルペンの山容で、宮越山への稜線は鎌尾根と呼ばれる特異な景観を有する。また、渓谷や露岩が多く見られる。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	125
釈迦ヶ岳	滋賀県東近江市 甲津畑町及び紅葉尾町の各一部	御在所岳から釈迦ヶ岳の北西斜面。ブナの原生林やホンシヤクナゲの群生地がありカモシカの生息地になっている。暖帯性、温暖性の豊富な植生を呈する。 また、御在所岳の稜線では花崗岩の絶壁の地形を呈し、渓谷には滝も多い。 厳正に風致の保護を図る必要性の高い地区である。	305

石楠花谷	滋賀県蒲生郡日野町 大字鎌掛の一部	猪の鼻が岳の南斜面。標高は 500m 程度と低い地域であるが、「鎌掛谷ホシシヤクナゲ群落」は国の天然記念物に指定されている。ホシシヤクナゲの自生地が標高 310m 付近という比較的低地に群生することが稀である。 近辺には、国の天然記念物である「鎌掛の屏風岩」などの奇岩が見られる。 厳正に風致の保護を図る必要性の高い地区である。	11
		小 計	441 〔 国 40 公 232 私 169 〕
合 計			1,299 〔 国 113 公 986 私 200 〕

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

都道府県	区域	面積 (ha)
三重県	鈴鹿市 山本町の一部	3
	亀山市 関町市瀬、関町木崎、関町坂下、関町新所、関町 鷺山、関町富士ハイツ及び関町泉ヶ丘の各一部	149
	いなべ市 大安町石樽南の一部	166
	三重郡菰野町 大字菰野、大字杉谷、大字田光及び大字千草の各 一部	993
	伊賀市 柘植町の一部	56
	小計	1,367 〔国 0〕 公 1,212 私 155〕
滋賀県	甲賀市土山町 大字大河原の一部	120
	甲賀市甲賀町 大字油日及び大字櫛野の各一部	22
	東近江市 甲津畑町、佐目町、永源寺高野町及び紅葉尾町の 各一部	1,191
	蒲生郡日野町 大字鎌掛及び大字北畑の各一部	86
	小 計	1,419 〔国 0〕 公 375 私 1,044〕

合 計	2,786					
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1193 309 1257 353">国</td> <td data-bbox="1289 309 1369 353">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 353 1257 398">公</td> <td data-bbox="1289 353 1369 398">1,587</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 398 1257 443">私</td> <td data-bbox="1289 398 1369 443">1,199</td> </tr> </table>	国	0	公	1,587	私
国	0					
公	1,587					
私	1,199					

(表5：第1種特別地域内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
椿大神社	三重県鈴鹿市 山本町の一部	鈴鹿山系丘陵地にある長い歴史をもつ椿大神社を中心とする山林。境内にはスギの巨木が多数生育し、荘厳な景観をつくっている。 優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	3
南東斜面	三重県亀山市 関町市瀬、関町木崎、関町坂下、関町新所、関町鷲山、関町富士ハイツ及び関町泉ヶ丘の各一部	筆捨山や観音山を中心とした地域であり、レキ岩・砂岩の巨岩や奇岩が張り出した地形を呈しており、観音山の山頂からは、伊勢平野や伊勢湾が望むことができる。 優れた景観の保護を図る必要性の高い地域である。	149
宇賀溪	三重県いなべ市 大安町石樽南の一部	特別保護地区の竜ヶ岳南東に隣接し、宇賀川上流の宇賀溪を中心とした地域である。花崗岩が風化して粉々に砕かれた真白い砂の山となり、花崗岩が浸食されできた瀑布や深淵がある。 優れた風致の保護を図る必要性の高い地域である。	166
釈迦ヶ岳	三重県三重郡菰野町 大字菰野、大字杉谷、大字田光及び大字千草の各一部	特別保護地区の釈迦ヶ岳の下方に隣接し、釈迦ヶ岳の山腹と御在所岳山頂と湯の山温泉を中心とした地域である。 御在所岳の山頂には、シロヤシオやアカヤシオ	993

		などのツツジ科の植物相、麓には、三重県の天然記念物に指定をされたキリシママミドリシジミの生息地がある。 優れた風致の維持を図る必要性の高い地域である。	56
油日岳	三重県伊賀市柘植町の一部	ツツジの名勝地。地域内にある油日岳が鈴鹿山脈の南端ともいわれる。 優れた風致の維持を図る必要性の高い地域である。	
		小 計	1,367 〔 国 0 公 1,212 私 155 〕
雨乞岳	滋賀県甲賀市土山町 大字大河原の一部	御在所岳から雨乞岳、綿向山の稜線の南側斜面。御在所岳の特別保護地区の西側に隣接し、雨乞岳山頂はササヤや低木群落に覆われている。ブナやツツジ科の群生地、渓谷や露岩がみられる。 優れた風致の維持を図る必要性の高い地域である。	120
油日神社	滋賀県甲賀市甲賀町 大字油日及び大字榛野の各一部	鈴鹿山系最南端にある油日岳の丘陵地。油日神社を中心とした山林。「油日神社のコウヤマキ」は滋賀県の自然記念物に指定されている。 優れた風致の維持を図る必要性の高い地域である。	22

雨乞岳	滋賀県東近江市 甲津畑町、佐目町、永源寺高野町及 び紅葉尾町の各一部	ある。 御在所岳から釈迦ヶ岳の特別保護地区の西側に隣接し、雨乞岳から綿向山の稜線沿い。綿向山の7合目から山頂にかけてブナ林が広がる。雨乞岳山頂には、大峠の沢と呼ばれる池があり、雨乞信仰の対象である。神崎川は天狗の滝や廊下状の渓谷が美しい。イブネ、クラシは台地状の高原で、御在所岳、鎌ヶ岳などの展望が優れている。また、絶壁や奇岩の地形もみられる。 優れた風致の維持を図る必要性の高い地域である。	1,191
猪鼻ヶ岳	滋賀県蒲生郡日野町 大字鎌掛及び大字北畑の各一部	猪の鼻が岳の南斜面の特別保護地区の北側。ホシヤクナゲの群生地もある。 優れた風致の維持を図る必要性の高い地域である。	86
		小 計	1,419 〔 国 0 公 375 私 1,044 〕
合 計			2,786 〔 国 0 公 1,587 私 1,199 〕

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県	区 域	面積 (ha)
三重県	四日市市内 国有林三重森林管理署 304 林班の全部及び 305 林班の一部 四日市市 水沢町の一部	293
	鈴鹿市 大久保町、小岐須町及び山本町の各一部	618
	亀山市 安坂山町、加太北在家及び関町坂下の各一部	1,266
	いなべ市 北勢町新町、大安町石樽南及び大安町宇賀の各一部	810
	三重郡菰野町 大字菰野、大字杉谷、大字田光及び大字千草の各一部	1,728
	小 計	4,713 〔国 133〕 〔公 3,477〕 〔私 1,103〕
滋賀県	甲賀市土山町内 国有林滋賀森林管理署 1010 林班から 1012 林班までの各一部 甲賀市土山町 大字山女原、大字大河原、大字青土、大字瀬の音、大字笹路及び大字山中の各一部	704
	甲賀市甲賀町 大字榛野及び大字神の各一部	533
	東近江市 永源寺相谷町、茨川町、萱尾町、君ヶ畑町、黄和田町、九居瀬町、甲津畑町、佐目町、永源寺高野町、政所町及び杠葉尾町の各一部	1,846
	蒲生郡日野町 大字鎌掛及び大字北畑の各一部	51

	犬上郡多賀町 大字萱原の一部	223
	小 計	3,357 〔国 74〕 公 1,823 私 1,460〕
	合 計	8,070 〔国 207〕 公 5,300 私 2,563〕

(表7：第2種特別地域内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
鎌ヶ岳	三重県四日市市内 国有林三重森林管理署 304林班の全部及び305林班の一部 三重県四日市市 水沢町の一部	特別保護地区の釈迦ヶ岳の一部と隣接し、宮妻峽や雲母峰を中心とした地域で、三重県の天然記念物の指定を受けたブナの原生林がある。 良好な風致の維持を図る必要性の高い地域である。	293
入道ヶ岳	三重県鈴鹿市 大久保町、小岐須町及び山本町の各一部	特別保護地区の入道ヶ岳と隣接し、イワクラ尾根を中心とした地域で、二次林の自然林が広がり、仏岩や重ね岩などの奇岩がある。 良好な風致の維持を図る必要性の高い地域である。	618
三子山	三重県亀山市 安坂山町、加太北在家及び関町坂下の各一部	三子山から四方草山の稜線を中心とした地域で、三子山と四方草山の稜線にはキレット地形を呈する。 また、三重県の天然記念物に指定を受けた鏡肌がある。 良好な風致の維持を図る必要性の高い地域である。	1,266
竜ヶ岳	三重県いなべ市 北勢町新町、大安町石樽南及びび大安町宇賀の各一部	特別保護地区の竜ヶ岳や第1種特別地域の宇賀溪に隣接しており、青川溪を中心とした地域で、岩石や鉱物の観察に最適な地形を呈する。 良好な風致の維持を図る必要性の高い地域である。	810

朝明溪谷	三重県三重郡菟野町 大字菟野、大字杉谷、大字田光及び 大字千草の各一部	第1種特別地域の釈迦ヶ岳に隣接し、朝明川上 流の朝明溪谷を中心とした地域であり、花崗岩の 深く切れ込んだ峡谷地形を呈し、流水の侵蝕によ りできた白い転石の美しい溪谷がある。 良好な風致の維持を図る必要性の高い地域で ある。	1,728
		小 計	4,713 〔国 133 公 3,477 私 1,103〕
雨乞岳	滋賀県甲賀市土山町内 国有林滋賀森林管理署 1010 林班か ら 1012 林班までの各一部 滋賀県甲賀市土山町 大字山女原、大字大河原、大字青土、 大字瀬の音、大字笹路及び大字山中 の各一部	特別保護地区の鎌ヶ岳に隣接する西側斜面と、 雨乞岳の第1種特別地域の西側に隣接する地域で ある。スギ、ヒノキ天然木やツツジ科植物の群生 地があり豊富な植生を呈する。 また、溪谷や露岩がみられ、良好な風致の維持 を図る必要性の高い地域である。	704
那須ヶ原山	滋賀県甲賀市甲賀町 大字榛野及び大字神の各一部	標高 800m～500m の那須ヶ原山、高畑山及び 三子山の稜線を中心とした地域であり、周囲の眺 望が優れている。花崗岩地帯であり、ツツジ科の 植物が豊富である。 良好な風致の維持を図る必要性の高い地域で ある。	533

御池岳	滋賀県東近江市 永源寺相谷町、茨川町、萱尾町、君ヶ畑町、黄和田町、九居瀬町、甲津畑町、佐目町、永源寺高野町、政所町及び紅葉尾町の各一部	御池岳山頂域、竜ヶ岳から釈迦ヶ岳の稜線を中心とした地域で、オオイタヤマゲツ群落やツツジ科の植物群落がある。また、石灰岩特有のカルスト地形が多く見られる。 良好な風致の維持を図る必要性の高い地域である。	1,846
ホンシヤナゲ群落	滋賀県蒲生郡日野町 大字鎌掛及び大字北畑の各一部	猪の鼻が岳の南斜面の特別保護地区の東側の地域でホンシヤクナゲの群生地がある。近辺には、屏風岩などの奇岩みられる。 良好な風致の維持を図る必要性の高い地域である。	51
北東斜面	滋賀県犬上郡多賀町 大字萱原の一部	鈴鹿山系の西側にあり、犬上ダムの集水域に含まれている。犬上ダムには、越冬するオシドリの大きな群れが見られる。 良好な風致の維持を図る必要性の高い地域である。	233
小 計			3,357 〔 国 74 公 1,823 私 1,460 〕

合 計	8,070					
	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>207</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>5,300</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>2,563</td> </tr> </table>	国	207	公	5,300	私
国	207					
公	5,300					
私	2,563					

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

都道府県	区 域	面積 (ha)
三重県	四日市市内 国有林三重森林管理署 305 林班から 306 林班までの各一部 四日市市 水沢町の一部	295
	鈴鹿市内 国有林三重森林管理署 307 林班及び 308 林班の各一部 鈴鹿市 大久保町、小岐須町、小社町、西庄内町及び山本町の各一部	974
	亀山市内 国有林三重森林管理署 301 林班から 303 林班までの全部 亀山市 安坂山町、白木町、関町市瀬、加太北在家、関町沓掛、関町坂下及び関町鷺山の各一部	1,489
	いなべ市 北勢町新町、北勢町別名、大安町石樽南、大安町宇賀、藤原町大貝戸、藤原町坂本、藤原町本郷及び藤原町山口の各一部	1,967
	三重郡菰野町内 国有林三重森林管理署 21 林班の一部 三重郡菰野町 大字切畑、大字菰野、大字田口及び大字千草の各一部	803
	伊賀市 柘植町の一部	221

	小 計	5,749 〔国 627〕 公 2,921 私 2,201〕
滋賀県	甲賀市土山町内 国有林滋賀森林管理署 1008 林班、1009 林班、1013 林班から 1015 林班まで、1040 林班及び 1041 林班の全部並びに 1010 林班から 1012 林班までの各一部 甲賀市土山町 大字山女原、大字大河原、大字青土、大字黒滝、大字瀬の音、大字笹路及び大字山中の各一部	4,426
	甲賀市甲賀町 大字油日及び大字櫟野の各一部	533
	東近江市 国有林滋賀森林管理署 1016 林班から 1019 林班までの全部並びに 1042 林班の一部 東近江市 永源寺相谷町、茨川町、萱尾町、黄和田町、九居瀬町、甲津畑町、佐目町、永源寺高野町、政所町及び紅葉尾町の各一部	5,119
	蒲生郡日野町 大字音羽、大字鎌掛、大字北畑、大字熊野及び大字西明寺の各一部	1,052
	犬上郡多賀町 大字大君ヶ畑及び大字萱原の各一部	766
	小 計	11,896 〔国 1,281〕 公 5,031 私 5,584〕
合 計	17,645 〔国 1,908〕 公 7,952 私 7,785〕	

(表9：第3種特別地域内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
東斜面	三重県四日市市内 国有林三重森林管理署 305 林班から 306 林班までの各一部 三重県四日市市 水沢町の一部	第2種特別地域の鎌ヶ岳に隣接し、内部川の上流のモミジ谷を中心とした地域で、人工林と二次林が占めている。 風致の維持を図る必要性の高い地域である。	295
仙ヶ岳	三重県鈴鹿市内 国有林三重森林管理署 307 林班及び 308 林班の各一部 三重県鈴鹿市 大久保町、小岐須町、小社町、西庄 内町及び山本町の各一部	特別保護地区の野登山及び第1種特別地域の鈴鹿市山本町の一部に隣接し、御幣川の上流の仙ヶ岳から小岐須溪谷を中心とした地域で、人工林と二次林が占めている。断層地形が点在し、高さ100m余りの露岩の石大神や三重県の天然記念物に指定を受けた屏風岩がある。 風致の維持を図る必要性の高い地域である。	974
国道1号	三重県亀山市内 国有林三重森林管理署 301 林班から 303 林班までの全部 三重県亀山市 安坂山町、白木町、関町市瀬、加太 北在家、関町沓掛、関町坂下及び関 町鷺山の各一部	第1種特別地域の南東斜面の北西に隣接し、関宿から鈴鹿峠までの東海道の路線沿いの地域で、人工林と二次林が占めている。 風致の維持を図る必要性の高い地域である。	1,489

藤原岳	三重県いなべ市 北勢町新町、北勢町別名、大安町石 博南、大安町宇賀、藤原町大貝戸、 藤原町坂本、藤原町本郷及び藤原町 山口の各一部	藤原岳を中心とした地域で、フクジュソウや カタクリなどの草本植物群落、多種多様な昆虫 の生息地がある。 また、頂上部のカルスト地形、石灰岩が突き 出したカレンが広がるカレンフエルト地形を呈 する。 風致の維持を図る必要性の高い地域である。	1,967
東斜面	三重県三重郡菰野町内 国有林三重森林管理署 21 林班の一部 三重県三重郡菰野町内 大字切畑、大字菰野、大字田口及び 大字千草の各一部	福王山を中心とした地域で、人工林と二次林 が占めている。 風致の維持を図る必要性の高い地域である。	803
南斜面	三重県 伊賀市柘植町の一部	第1種特別地域の油日岳の一部に隣接し、花 崗岩から構成される。 風致の維持を図る必要性の高い地域である。	221
小 計			5,749 〔 国 627 公 2,921 私 2,201 〕

仙ヶ岳	滋賀県甲賀市土山町内 国有林滋賀森林管理署 1008 林班、1009 林班、1013 林班か ら 1015 林班まで、1040 林班及び 1041 林班の全部並びに 1010 林班か ら 1012 林班までの各一部 甲賀市土山町 大字山女原、大字大河原、大字青土、 大字黒滝、大字瀬の音、大字笹路及 び大字山中の各一部	第 2 種特別地域の鎌ヶ岳、雨乞岳に隣接する 地域から南方面の高畑山までの地域でツツジ科 植物の群生地があり、野洲川源流域の溪谷美や 花崗岩の露岩がみられる。 風致の維持を図る必要性の高い地域である。	4,426
油日岳	滋賀県甲賀市甲賀町 大字油日及び大字榛野の各一部	特別保護地区の油日岳、油日神社に隣接し、 鈴鹿山系最南端にある油日岳の丘陵地であり、 周囲の眺望が優れている。 風致の維持を図る必要性の高い地域である。	533
藤原岳	滋賀県東近江市 国有林滋賀森林管理署 1016 林班から 1019 林班までの全部 並びに 1042 林班の一部 滋賀県東近江市 永源寺相谷町、茨川町、萱尾町、黄 和町、九居瀬町、甲津畑町、佐目 町、永源寺高野町、政所町及び枉葉 尾町の各一部	御池岳、釈迦ヶ岳及び雨乞岳の第 1 種特別地 域及び第 2 種特別地域に隣接し、ツツジ科の植 物群落やブナの林がある。 藤原岳の山頂周辺にはカルスト地形も見ら れ、ヒロハノアマナなど貴重な植物が見られ、 神崎川などには溪谷美が見られる。 風致の維持を図る必要性の高い地域である。	5,119

猪の鼻が岳	滋賀県蒲生郡日野町 大字音羽、大字鎌掛、大字北畑、大 字熊野及び大字西明寺の各一部	猪の鼻が岳の南斜面の特別保護地区、第1種 及び第2種特別地域の周囲の地域でホンシヤク ナゲの群生地があり、また、屏風岩などの奇岩 みられる。 風致の維持を図る必要性の高い地域である。	1,052
鈴北岳	滋賀県犬上郡多賀町 大字大君ヶ畑及び大字萱原の各一部	鈴鹿山系の西側にあり、第2種特別地域の南 側の地域である。鈴北岳、鞍掛峠の落葉広葉樹 林には、フクジュソウなどの貴重種が見られる。 風致の維持を図る必要性の高い地域である。	766
小 計			11,896 〔 国 公 私 1,281 5,031 5,584 〕
合 計			17,645 〔 国 公 私 1,908 7,952 7,785 〕

イ 関連事項

(ア) 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表10：普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (h a)
三 重 県	四日市市 水沢町の一部	10
	鈴鹿市 小岐須町の一部	11
合 計		21 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 21 〕

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有者別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 12 : 地域地区別土地所有者別面積総括表)

(単位 : 面積 h a , 比率%)

地域区分		特 別 地 域											普通地域			合 計						
		特別保護地区			第 1 種			第 2 種			第 3 種											
土地所有者別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私			
三重県	土地所有者別面積	73	754	31	0	1,212	155	133	3,477	1,103	627	2,921	2,201	0	0	21	834	8,364	3,511			
	地種区分別面積				1,367			4,713			5,749											
	地域地区別面積	858														11,829						
	地域別面積												12,687			21			12,708			
滋賀県	土地所有者別面積	40	232	169	0	375	1,044	74	1,823	1,460	1,281	5,031	5,584	0	0	0	1,395	7,461	8,257			
	地種区分別面積				1,419			3,357			11,896											
	地域地区別面積	441														16,672						
	地域別面積												17,113			0			17,113			
合計	土地所有者別面積	113	986	200	0	1,587	1,199	207	5,300	2,563	1,908	7,952	7,785	0	0	21	2,228	15,825	11,768			
	地種区分別	面積				2,786			8,070			17,645										
		比率				(9.3)			(27.1)			(59.2)										
	地域地区別	面積	1,299														28,501					
		比率	(43)														(95.6)					
	地域別	面積												29,800			21			29,821		
比率													(99.9)			(0.1)			(100)			

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(表 13 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : ha)

地域地区		特 別 地 域					普 通 地 域	合 計	
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計			
市町村名									
三重県	四日市市		39	0	293	295	627	10	637
	鈴鹿市		79	3	618	974	1,674	11	1,685
	亀山市		18	149	1,266	1,489	2,922	0	2,922
	いなべ市		98	166	810	1,967	3,041	0	3,041
	三重郡	菰野町	624	993	1,726	803	4,146	0	4,146
	伊賀市		0	56	0	221	277	0	277
小 計		858	1,367	4,713	5,749	12,687	21	12,708	
滋賀県	甲賀市	土山町	125	120	704	4,426	5,375	0	5,375
		甲賀町	0	22	533	533	1,088	0	1,088
	東近江市		305	1,191	1,846	5,119	8,461	0	8,461
	蒲生郡	日野町	11	86	51	1,052	1,200	0	1,200
	犬上郡	多賀町	0	0	223	766	989	0	989
小 計		441	1,419	3,357	11,896	17,113	0	17,113	
合 計		1,299	2,786	8,070	17,645	29,800	21	29,821	

3

番

1

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 14 : 集団施設地区表)

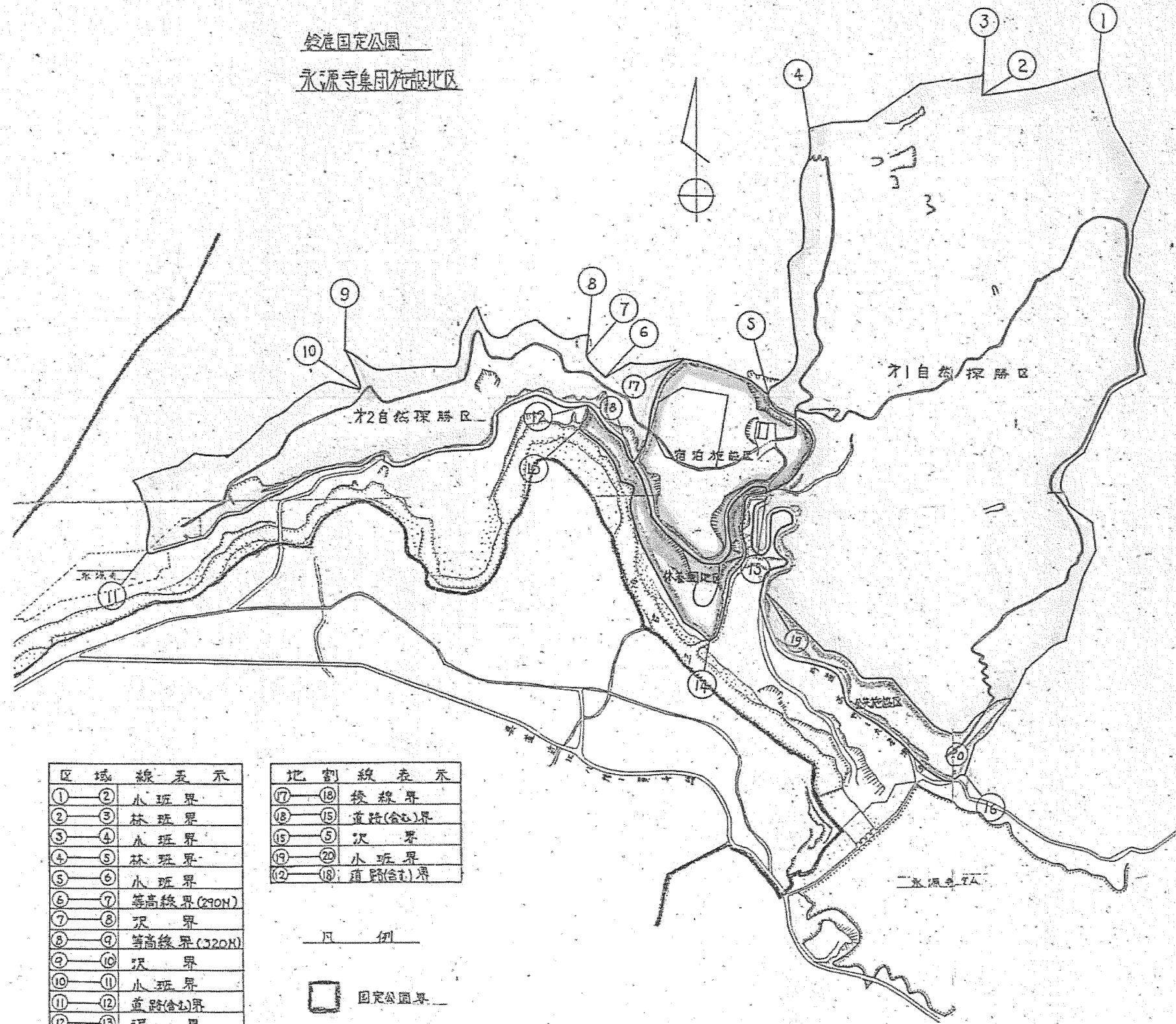
番号	名称	区域	計画目標	整備計画区及び 基盤施設	整備方針	面積 (ha)					
						国	公	私			
1	永源寺	滋賀県東近江市 永源寺高野町字退蔵 山、字松尾及び字入尾 の各一部	<p>本地区は、鈴鹿山脈の西側の山麓の傾斜地に位置し、永源寺とその周辺は紅葉で知られる観光拠点である。</p> <p>利用形態は、登山、自然探勝、野営などが主である。</p> <p>この恵まれた自然・文化環境を活かし、自然探勝及び屋外活動の拠点となるように施設を計画するものとする。</p>	宿泊施設区	本地区の中心的な整備計画区として、永源寺や自然探勝等の利用者のために宿舎を設置する。また、後背の起伏のゆるやかな斜面に存する僧房跡の平地を活用した小園地を整備する				6.2		
				第1自然探勝区	一帯はアカマツ、クヌギ、リョウブを主体とする二次林となっており、林内には炭焼窯の跡が点在しているためこれらを巡る散策、自然探勝のための歩道を整備する。				60.8		
				第2自然探勝区	第1自然探勝区の上部に隣接する二次林及び常緑樹林を活用して散策、自然探勝のための歩道を整備する。				12.8		
				公共施設区	集団施設地区の入口として路傍駐車場、休憩所、園地、博物展示施設等を整備する。				2.5		
				休養園地区	川遊び、魚釣り、河原でのキャンプ等の利用のため駐車場、芝生広場等を整備する。				3.0		
				道路(歩道)	宿泊施設区を起点とし、各利用区内の興味地点を通過し、地区内を巡る歩道を整備する。						
				給水施設	東近江市有簡易土水道より引水し、する。地区内の各施設に給水するための施設を整備する。						
				面積計							
										0	0
								85.3			

鈴鹿国定公園利用施設計画図(集団施設地区計画図)

永源寺集団施設地区

0 100 200 300

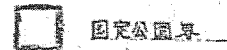
鈴鹿国定公園
永源寺集団施設地区



区域	線表示
①—②	小班界
②—③	林班界
③—④	小班界
④—⑤	林班界
⑤—⑥	小班界
⑥—⑦	等高線界(290M)
⑦—⑧	沢界
⑧—⑨	等高線界(320M)
⑨—⑩	沢界
⑩—⑪	小班界
⑪—⑫	道路(合心)界
⑫—⑬	沢界
⑬—⑭	河川(石崖)界
⑭—⑮	沢界
⑮—⑯	道路(合心)界
⑯—⑰	林班界

地割線表示	
⑰—⑱	換線界
⑱—⑲	道路(合心)界
⑲—⑳	沢界
⑲—㉑	小班界
㉑—㉒	道路(合心)界

凡例



国定公園界

(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 15 : 単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	園地	三重県四日市市水沢町 (宮妻峡)	一般利用者及び登山者の散策、休憩園地として整備する。	昭 50.4.11
2	宿舎	三重県四日市市水沢町 (宮妻峡)	一般利用者及び登山者を対象とした宿舎として整備する。	昭 52.11.8
3	野営場	三重県四日市市水沢町 (宮妻峡)	一般利用者及び登山者を対象とした野営場として整備する。	昭 50.4.11
4	園地	三重県鈴鹿市山本町 (椿)	一般利用者及び登山者の散策、休憩園地として整備する。	昭 50.4.11
5	野営場	三重県鈴鹿市山本町 (椿)	一般利用者及び登山者を対象とした野営場として整備する。	昭 50.4.11
6	園地	三重県鈴鹿市小岐須町 (桃林寺)	一般利用者の散策、休憩園地として整備する。	昭 50.4.11
7	園地	三重県鈴鹿市小岐須町 (小岐須溪)	一般利用者及び登山者の散策、休憩施設として整備する。	昭 50.4.11
8	野営場	三重県鈴鹿市小岐須町 (小岐須溪)	一般利用者及び登山者を対象とした野営場として整備する。	昭 50.4.11
9	園地	三重県亀山市安坂山町 (野登山)	散策、休憩、展望園地として整備する。	昭 50.4.11
10	園地	三重県亀山市安坂山町 (石水溪)	一般利用者及び登山者の散策、休憩園地として整備する。	昭 50.4.11

11	野営場	三重県亀山市安坂山町（石水溪）	一般利用者及び登山者を対象とした野営場として整備する。	昭50.4.11
12	園地	三重県いなべ市北勢町新町（青川峡）	散策、休憩園地として整備する。	昭50.4.11
13	野営場	三重県いなべ市北勢町新町（青川峡）	一般利用者の野営場として整備する。	昭50.4.11
14	園地	三重県いなべ市大安町石博南（宇賀峡）	散策、休憩園地として整備する。	昭50.4.11
15	宿舎	三重県いなべ市大安町石博南（宇賀峡）	一般利用者の宿泊施設及び休憩施設として整備する。	昭50.4.11
16	野営場	三重県いなべ市大安町石博南（宇賀峡）	一般利用者の野営場として整備する。	昭50.4.11
17	駐車場	三重県いなべ市大安町石博南（宇賀峡）	宇賀溪利用者の駐車場として整備する。	昭50.4.11
18	園地	三重県いなべ市藤原町坂本（聖宝寺）	藤原岳登山者及び一般利用者が散策、休憩する東屋や広場等を整備する。	昭50.4.11
19	博物館展示施設	三重県いなべ市藤原町坂本（聖宝寺）	藤原岳一帯の自然科学的情報を提供するために整備する。	昭50.4.11
20	宿舎	三重県いなべ市藤原町大貝戸（藤原岳）	藤原岳登山者の休憩所として整備する。	昭50.4.11
21	野営場	三重県三重郡菰野町大字田光（八風）	一般利用者を対象とする野営場として整備する。	昭50.4.11
22	園地	三重県三重郡菰野町大字杉谷（尾高高原）	尾高高原の自然と眺望を楽しむ園地として整備する。	昭50.4.11

23	野 営 場	三重県三重郡菰野町大字杉谷 (尾高高原)	尾高高原の自然と眺望を楽しむ野営場として整備する。	昭 50.4.11
24	園 地	三重県三重郡菰野町千草 (朝明溪谷)	朝明溪谷探勝、休憩のための園地として整備する。	昭 50.4.11
25	宿 舎	三重県三重郡菰野町千草 (朝明溪谷)	一般利用者を対象とする宿舎として整備する。	昭 50.4.11
26	野 営 場	三重県三重郡菰野町千草 (朝明溪谷)	一般利用者を対象とする野営場として整備する。	昭 50.4.11
27	園 地	三重県三重郡菰野町大字千草 (鳥居道)	一般利用者及び登山者の休憩、探索のための園地として整備する。	昭 53.4.11
28	宿 舎	三重県三重郡菰野町大字千草 (鳥居道)	一般利用者及び登山者を対象とする宿舎として整備する。	昭 55.11.18
29	野 営 場	三重県三重郡菰野町大字千草 (鳥居道)	一般利用者及び登山者の野営場として整備する。	昭 53.4.11
30	宿 舎	三重県三重郡菰野町大字菰野 (湯の山)	一般利用者、スキー利用者及び登山者を対象とする宿舎として整備する。	昭 50.4.11
31	駐 車 場	三重県三重郡菰野町大字菰野 (湯の山)	一般利用者、スキー利用者及び登山者の駐車場として整備する。	昭 50.4.11
32	園 地	三重県三重郡菰野町大字菰野 (御在所岳)	散策、展望園地として整備する。	昭 50.4.11
33	宿 舎	三重県三重郡菰野町大字菰野 (御在所岳)	一般利用者、スキー利用者及び登山者を対象とした宿舎として整備する。	昭 50.4.11
34	スキー場	三重県三重郡菰野町大字菰野 (御在所岳)	子どもから大人まで幅広く楽しめるスキー場を整備する。	昭 50.4.11

35	博物展示施設	三重県三重郡菰野町大字菰野（御在所岳）	御在所岳周辺の自然等について情報提供する施設として整備する。	昭 50.4.11
36	園地	三重県亀山市関町新所（観音山）	一般利用者及び登山者の散策、休憩園地として整備す。	昭 50.4.11
37	宿舎	三重県亀山市関町新所（観音山）	一般利用者及び登山者を対象とした宿舎として整備する。	昭 50.4.11
38	園地	三重県亀山市加太北在家（不動滝）	一般利用者の散策、休憩園地として整備する。	昭 50.4.11
39	園地	三重県伊賀市柘植町（余野）	一般利用者の散策、休憩園地として整備する。	昭 50.4.11
40	公衆便所	滋賀県甲賀市土山町大字大河原字大川筋（大河原園地）	一般利用者の散策、休憩の公衆便所として整備する。	昭 43.7.22
41	博物展示施設	滋賀県甲賀市土山町大字大河原字大川筋（大河原園地）	一般利用者の博物展示施設として整備する。	昭 43.7.22
42	園地	滋賀県甲賀市土山町大字山中字曾利野（鈴鹿峠）	登山者及び一般利用者の休憩園地として整備する。	昭 43.7.22
43	公衆便所	滋賀県甲賀市土山町大字山中字曾利野（鈴鹿峠）	登山者及び一般利用者の公衆便所として整備する。	昭 43.7.22
44	園地	滋賀県甲賀市甲賀町大字神字深山口（大原ダム野営場）	散策、休憩園地として整備する。	昭 43.7.22
45	休憩所	滋賀県甲賀市土山町大字山中字曾利野（鈴鹿峠）	登山者及び一般利用者の休憩所として整備する。	昭 43.7.22
46	展望施設	滋賀県甲賀市土山町大字山中字曾利野（鈴鹿峠）	登山者及び一般利用者の展望施設として整備する。	昭 43.7.22

47	案内所	滋賀県甲賀市土山町大字山中字曾利野(鈴鹿峠)	登山者の案内所として整備する。	昭 43.7.22
48	野営場	滋賀県甲賀市土山町大字山中字曾利野(鈴鹿峠)	登山者及び一般利用者の野営場として整備する。	昭 43.7.22
49	駐車場	滋賀県甲賀市土山町大字山中字曾利野(鈴鹿峠)	登山者及び一般利用者の駐車場として整備する。	昭 43.7.22
50	給水施設	滋賀県甲賀市土山町大字山中字曾利野(鈴鹿峠)	登山者及び一般利用者の給水施設として整備する。	昭 43.7.22
51	排水施設	滋賀県甲賀市土山町大字山中字曾利野(鈴鹿峠)	登山者及び一般利用者の排水施設として整備する。	昭 43.7.22
52	公衆便所	滋賀県甲賀市土山町大字山中字曾利野(鈴鹿峠)	登山者及び一般利用者の公衆便所として整備する。	昭 43.7.22
53	汚物処理施設	滋賀県甲賀市土山町大字山中字曾利野(鈴鹿峠)	登山者及び一般利用者の汚物処理施設として整備する。	昭 43.7.22
54	園地	滋賀県東近江市九居瀬町(永源寺)	一般利用者の散策、休憩の園地として整備する。	昭 43.7.22
55	スキー場	三重県いなべ市藤原町本郷(御池岳)	幅広い人が利用できるスキー場として整備する。	昭 61.3.25
56	運動場	三重県三重郡菰野町大字杉谷(尾高高原)	幅広い人が利用できる運動場として整備する。	昭 61.3.25
57	宿舎	三重県三重郡菰野町大字杉谷(尾高高原)	一般利用者の宿舎として整備する。	昭 61.3.25
58	公衆便所	三重県三重郡菰野町大字菰野(湯の山憩橋)	湯ノ山地区利用者の便所として整備する。	平 7.2.28

(ウ) 道 路

a 車 道

車道を次のとおりとする。

(表 16 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区 間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
1	野洲川ダム 湯の山線	起点—滋賀県甲賀市土山町 (野洲川ダム・国定公園境界) 終点—三重県三重郡菰野町 (湯の山・国定公園境界)	武平峠	野洲川ダムから武平峠をこえて湯の山温泉を結ぶ基幹的横断車道として整備する。	昭 43.7.22
2	永源寺宇賀溪線	起点—滋賀県東近江市 (相谷・国定公園境界) 終点—滋賀県東近江市 (越溪橋・国定公園境界) 起点—滋賀県東近江市 (古語録谷・国定公園境界) 終点—三重県いなべ市大安町 (宇賀溪・国定公園境界)	永源寺ダム 石樽峠	永源寺から石樽峠をこえて、宇賀溪を結ぶ基幹的横断車道として整備する。	昭 43.7.22

c 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 17 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	東海自然歩道線	起点—三重県いなべ市藤原町 (坂本・国定公園境界) 終点—三重県いなべ市藤原町 (坂本・国定公園境界) 起点—三重県いなべ市大安町 (石樽南・国定公園境界) 終点—三重県三重郡菰野町 (切畑・国定公園境界) 起点—三重県三重郡菰野町 (切畑・国定公園境界) 終点—三重県三重郡菰野町 (根の平・国定公園境界) 起点—三重県三重郡菰野町 (西三岡・国定公園境界) 終点—三重県三重郡菰野町 (神明・国定公園境界) 起点—三重県三重郡菰野町 (杉谷・歩道分岐点) 終点—三重県三重郡菰野町 (杉谷・歩道分岐点) 起点—三重県三重郡菰野町 (千草・歩道分岐点) 終点—三重県三重郡菰野町 (千草・歩道分岐点) 起点—三重県四日市市 (宮妻・国定公園境界) 終点—三重県鈴鹿市 (大久保・国定公園境界) 起点—三重県鈴鹿市 (山本・国定公園境界) 終点—三重県鈴鹿市 (小岐須・国定公園境界) 起点—三重県亀山市 (坂本・国定公園境界) 終点—滋賀県甲賀市土山町 (山女原・国定公園境界) 起点—滋賀県甲賀市土山町 (山女原・国定公園境界) 終点—滋賀県甲賀市土山町 (笹路・国定公園境界) 起点—滋賀県甲賀市土山町 (笹路・国定公園境界) 終点—三重県亀山市関町 (坂下・国定公園境界) 起点—三重県亀山市関町 (不動滝・国定公園境界) 終点—三重県伊賀市柘植町 (余野公園西方・国定公園境界) 終点—三重県伊賀市 (余野公園東方・国定公園境界)	聖宝寺、宇賀溪 福王神社、尾高高原 朝明溪谷、湯の山温泉 雲母高原、楓谷 水沢茶園、椿大社 桃林寺、石水溪 安楽越、鈴鹿峠 坂下、余野公園	東海自然歩道の一環として整備する。	昭 45.12.18
2	鈴鹿脊梁縦走線	起点—滋賀県犬上郡多賀町 (大君ヶ畑・国定公園境界) 終点—三重県亀山市及び滋賀県甲賀市土山町 (安楽越北方・歩道合流点) 起点—三重県亀山市及び滋賀県甲賀市土山町 (安楽越・歩道分岐点) 終点—三重県亀山市関町及び滋賀県甲賀市土山町 (鈴鹿峠西方・歩道合流点) 起点—三重県亀山市関町及び滋賀県甲賀市土山町 (鈴鹿峠・歩道分岐点) 終点—三重県伊賀市及び滋賀県甲賀市甲賀町 (油日岳西麓・歩道合流点)	御池岳、藤原岳 竜ヶ岳、釈迦ヶ岳 御在所岳、鎌ヶ岳 仙ヶ岳、高畑山 那須ヶ原山、油日岳	鈴鹿山脈の脊梁部を縦走する歩道として整備する。	昭 43.7.22
3	藤原岳登山線	起点—三重県いなべ市藤原町 (坂本) 起点—三重県いなべ市藤原町 (大貝戸) 終点—三重県いなべ市藤原町 (大貝戸)		藤原岳へ通じる自然探勝のための歩道として整備する。	昭 50.4.11

4	宇賀溪線	起点—三重県いなべ市大安町宇賀 終点—三重県いなべ市大安町石樽南 終点—三重県いなべ市大安町石樽南	宇賀溪	宇賀溪から竜ヶ岳へ通じる自然探勝のための歩道を整備する。	昭 50.4.11
5	宮妻溪鎌ヶ岳線	起点—三重県四日市市水沢町 終点—三重県四日市市水沢町字冠山		宮妻峽から鎌ヶ岳へ通じる自然探勝のための歩道を整備する。	昭 50.4.11
6	椿宮指呂岳線	起点—三重県鈴鹿市山本町 終点—三重県鈴鹿市小岐須町	入道ヶ岳、小岐須溪	椿大神社から宮指呂へ通じる自然探勝のための歩道を整備する。	昭 50.4.11
7	観音山線	起点—三重県亀山市関町新所 終点—三重県亀山市関町沓掛	観音山、羽黒山 筆捨山	観音寺から筆捨山へ通じる自然探勝のための歩道を整備する。	昭 50.4.11
8	大原ダム那須ヶ原山線	起点—滋賀県甲賀市甲賀町大字神（大原ダム野営場） 終点—滋賀県甲賀市甲賀町大字神（深山口） 起点—滋賀県甲賀市甲賀町大字神（広小路） 終点—滋賀県甲賀市甲賀町大字神（歩道鈴鹿脊梁縦定登山線合流点）	那須ヶ原山	大原ダムから那須ヶ原山へ通じる歩道として整備する。	昭 43.7.22

(エ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 18：運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	御在所	索道	三重県三重郡菰野町大字菰野 (湯の山～御在所岳頂上)		御在所岳への利便性向上のために整備する。	昭 50.4.11
2	御在所岳	スキーリフト	三重県三重郡菰野町大字菰野 (御在所岳山頂～御在所岳山頂)		スキー場利用者の利便性向上のために整備する。	昭 50.4.11
3	お池岳	スキーリフト	三重県いなべ市藤原町本郷 (いなべ市大字具原～いなべ市大字具原)		スキー場利用者の利便性向上のために整備する。	昭 61.3.25
4	尾高原	リフト	三重県三重郡菰野町大字杉谷 (菰野町大字杉谷～菰野町大字杉谷)		尾高原への利便性向上のために整備する。	昭 61.3.25

(2) 生態系維持回復計画

生態系維持回復計画を次のとおりする。

(表 19 : 生態系維持回復計画表)

番号	名称	位置	事業の実施方針	告示年月日
1	鈴鹿生態系維持回復事業計画	鈴鹿国定公園 全域	鈴鹿国定公園において、ニホンジカ（以下「シカ」という。）の生息域の拡大、個体数の増加により、2000年代初頭頃から貴重植物やササ原の植生においてシカの採食圧による影響が報告されるようになり、その後急速に影響が拡大し、深刻化している。また、下層植生の衰退や遷移、表土の流出や土壌の浸食、外来種（動植物）の侵入、踏み荒らし等も進んでいる。そのため、現状の調査・検討を行い、シカの防除や外来種（動植物）の駆除及び踏み荒らし防止や表土の安定等の対策を早急に行い、生態系の維持又は回復を図るとともに、事業の効果を検証するため、モニタリング調査等を実施しより効果的な事業実施に向けて調査研究及び実証実験等を行う。	新規

5 参 考 事 項

(1) 過去の経緯

ア 公園区域

- 昭和 43 年 7 月 22 日 鈴鹿国定公園の指定
- 昭和 45 年 12 月 28 日 公園区域の変更 (拡張)
- 昭和 54 年 12 月 11 日 公園区域の変更 (削除)

イ 規制計画

- 昭和 43 年 7 月 22 日 特別地域及び特別保護地区の指定
- 昭和 45 年 12 月 28 日 特別地域の変更
- 昭和 54 年 12 月 11 日 特別地域及び特別保護地区の変更
- 昭和 56 年 7 月 10 日 特別地域及び特別保護地区の変更

ウ 施設計画

- 昭和 43 年 7 月 22 日 単独施設、道路の決定
- 昭和 45 年 12 月 18 日 道路の追加
- 昭和 50 年 4 月 11 日 単独施設、道路の追加、運輸施設の決定
- 昭和 52 年 11 月 8 日 単独施設の追加
- 昭和 53 年 4 月 11 日 単独施設の追加
- 昭和 55 年 4 月 11 日 単独施設の追加
- 昭和 55 年 11 月 18 日 単独施設の追加
- 昭和 56 年 7 月 10 日 集団施設地区の決定
- 昭和 61 年 3 月 25 日 単独施設の追加及び削除、運輸施設の追加
- 平成 4 年 8 月 26 日 道路の変更
- 平成 7 年 2 月 28 日 単独施設の追加

鈴鹿国定公園

公園計画変更書
[一部変更]

平成27年1月29日

環境省

目次

第1 公園計画の変更

1 変更理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 事業計画

(1) 生態系維持回復計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

ア 生態系維持回復事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第1 公園計画の変更

1 変更理由

鈴鹿国定公園は、昭和43年7月22日に指定され、昭和45年12月28日及び昭和54年12月11日に公園区域の見直しを、昭和56年7月10日、昭和61年3月25日、平成4年8月26日及び平成7年2月28日に利用計画の追加変更を行った。

本公園は、滋賀、三重の2県に跨る鈴鹿山脈の主稜線を形成し、北から御池岳、藤原岳、御在所岳、鎌ヶ岳など1,000m内外の山峰を南北に連ねている。

また、ヤマブキソウ、コイブキアザミなどの石灰岩地帯特有の植物をはじめ、「21世紀に残したい日本の自然100選」(森林文化協会：1983年)に選定されている貴重な植物が生育しており、生物多様性の保全上重要な地域である。

しかし、ニホンジカ(以下「シカ」という。)の生息域の拡大、個体数の増加により、2000年代初頭頃から貴重植物やササ原の植生において採食圧による影響が報告されるようになり、その後急速に影響が拡大し、深刻化している。また、下層植生の衰退や遷移、表土の流出や土壌の浸食、外来種(動植物)の侵入、踏み荒らし等も進んでいる。

そのため、現状の調査・検討を行い、シカの防除や外来種(動植物)の駆除、及び踏み荒らし防止や表土の安定等の対策を早急に行う必要がある。

本公園の生態系の維持又は回復を図るため、公園計画に生態系維持回復事業を追加する。

2 事業計画

(1) 生態系維持回復計画

生態系維持回復計画を次のとおりとする。

ア 生態系維持回復事業

次の生態系維持回復事業を追加する。

(表 1 : 生態系維持回復事業追加表)

番号	名称	位置	事業の実施方針	告示年月日
1	鈴鹿生態系維持回復事業	鈴鹿国定公園全域	鈴鹿国定公園において、ニホンジカ（以下「シカ」という。）の生息域の拡大、個体数の増加により、2000年代初頭頃から貴重植物やササ原の植生においてシカの採食圧による影響が報告されるようになり、その後急速に影響が拡大し、深刻化している。また、下層植生の衰退や遷移、表土の流出や土壌の浸食、外来種（動植物）の侵入、踏み荒らし等も進んでいる。そのため、現状の調査・検討を行い、シカの防除や外来種（動植物）の駆除、及び踏み荒らし防止や表土の安定等の対策を早急に行い、生態系の維持又は回復を図るとともに、事業の効果を検証するため、モニタリング調査等を実施しより効果的な事業実施に向けて調査研究及び実証実験等を行う。	新規

この資料中の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の
5 万分 1 地形図及び 2 万 5 千分 1 地形図を複製したものであ
る。(承認番号 平 26 情複、 第 242 号)